

京都府「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」 企業認定制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、先端技術の事業化や新商品開発に取り組む京都府内に拠点を有する企業における高度人材外国人材の受入れを促進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、出入国管理上の優遇措置を講ずる在留資格「高度専門職」の取得基準である「高度人材ポイント制」において、特別加算の特例措置を活用する企業を府が認定し、高度人材外国人の確保により企業価値向上やグローバル化に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「高度人材ポイント制」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令に規定するものをいう。

2 この要綱において「高度人材外国人」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令に規定する、高度専門職の在留資格を持つ外国人をいう。

（認定の対象）

第3条 認定の対象となる者は、京都府内の拠点において高度人材外国人を雇用する企業であって、次の各号に適合するものとする。

- (1) 京都府知事が中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定に基づき指定法人として指定する公益財団法人京都産業21が実施する、以下に掲げるいずれかの事業による支援を受けているもの
 - (ア) 「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」のうち、「事業化促進コース」又は「本格的事業展開コース」のいずれかの事業
 - (イ) 「企業の森・産学の森」推進事業のうち、「事業化促進コース」又は「本格的事業展開コース」のいずれかの事業
 - (ウ) 次世代地域産業推進事業
- (2) 別表に定める業種に該当する企業

（認定の申請）

第4条 前条の認定を受けようとする企業は、認定申請書（第1号様式）を京都府知事に提出しなければならない。

（認定）

第5条 知事は、申請の内容が、第3条に適合していると認めるときは、認定企業証明書（第2号様式）を交付する。ただし、申請書等の内容が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するおそれがあると認められる場合は、この限りではない。

2 認定の有効期間は、第3条第1項第1号に掲げる事業における事業実施期間とする。

(変更の届出)

第6条 前条第1項による認定企業証明書の交付を受けた企業(以下、「認定企業」という。)は次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに、府へ届け出なければならない。

- (1) 企業の名称
- (2) 代表者
- (3) 本社又は事務所等の所在地
- (4) 電話番号等の連絡先
- (5) その他知事が届出が必要であると認める事項

(認定の取消)

第7条 知事は、認定企業が法令に違反したとき及びその他、認定企業として適当でなくなったと認められるときは、認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定の取消を行うときは、認定企業に対し、認定取消通知書(第3号様式)により通知する。

3 認定の取消を受けた場合、当該企業は速やかに認定企業証明書を知事に返納しなければならない。

(報告)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、認定企業に対し、当該事業の実施状況について報告を求めることができる。

(事務)

第9条 この要綱に関する事務は、京都府商工労働観光部ものづくり振興課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

別表（第3条第1項第2号関連）

09 食料品製造業	25 はん用機械器具製造業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	26 生産用機械器具製造業
11 繊維工業	27 業務用機械器具製造業
12 木材・木製品製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
13 家具・装備品製造業	29 電気機械器具製造業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	30 情報通信機械器具製造業
15 印刷・同関連業	31 輸送用機械器具製造業
16 化学工業	32 その他の製造業
18 プラスチック製品製造業	39 情報サービス業
19 ゴム製品製造業	40 インターネット附随サービス業
21 窯業・土石製品製造業	41 映像・音声・文字情報制作業
24 金属製品製造業	

※統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類中分類による